

日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門)
カトリック学術奨励金「研究奨励賞」規程

(目的)

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟(以下「本連盟」という。)(大学部門)は、広義のカトリシズム、すなわちキリスト教ヒューマニズムに根ざす学術研究を奨励し、同研究の向上発展に資するため、カトリック学術奨励金「研究奨励賞」を設定する。

(選考)

第2条 カトリック学術奨励金「研究奨励賞」受賞者の選考は、本規程の定めるところによる。

第3条 受賞者の選考は、本連盟加盟大学長の推薦に基づき、選考委員会が行い、その結果を会長に報告する。

2 選考委員会は、選考に際し、当該分野における専門家の意見を聞くことができる。専門家に意見を聞いた場合の報酬は、3万円とする。

3 選考は書類による選考とする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会委員は若干名とし、会長が本連盟加盟大学の職員のうちより、毎年これを任命する。

(選考の基準)

第5条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。

- (1) 当該分野において、高度の学術的価値があると認められるもの。
- (2) キリスト教ヒューマニズムと関連があるもの。
- (3) 独創的であるもの(既発表研究を参考とすることは差し支えないが、論旨が学術的に前進したものでなければならない)。
- (4) 当該年度4月1日から5年以内に研究・発表された業績であるもの。
- (5) 「研究奨励賞」及び「研究助成金」のいずれかで過去に採択歴がある場合には、次回の応募は、特段の事情がない限り当該採択後5年間経過後とする。

(報告の方法)

第6条 選考委員会は、選考の経過及び結果を書面で会長に報告する。その際、応募のあった全ての研究に対する参考意見と、推薦順位を付すものとする。

(受賞者の決定)

第7条 会長は、選考委員会の報告に基づき、本連盟総会の議を経て受賞者を決定する。必要に応じ、会長は、選考委員会の委員を本連盟総会に出席させ、選考経過に関する質疑に応えさせることができる。

(受賞人数および授与)

第8条 受賞人数は、各年5人以内とし、受賞者1人につき賞状および金30万円の副賞を授与する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、本連盟総会の決議を経て行う。

附 則 1 本規程は、2021年6月11日より施行する。

2 日本カトリック大学連盟カトリック学術奨励金「研究奨励賞」規程（2013年6月7日施行）は、廃止する。

3 この規程は、2023年6月9日から改正、施行する。